

整備用地の設定

1. 整備用地の設定方法

新施設を整備するための整備用地は、図1に示すフローに基づき設定します。

第1回検討委員会では、「基本方針の設定」から「評価要件及び評価基準の設定」についてご審議いただきました。

第2回検討委員会では、「建設候補地の適性評価」から「整備用地の設定」までをご審議いただきます。

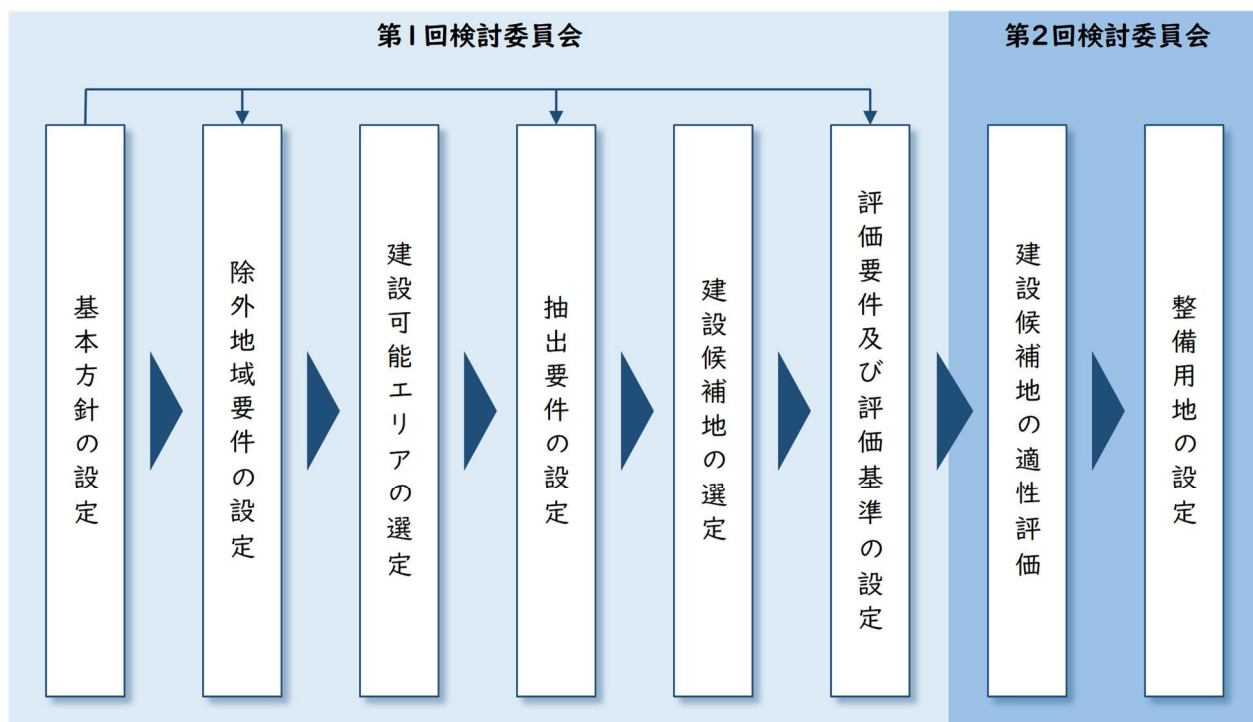
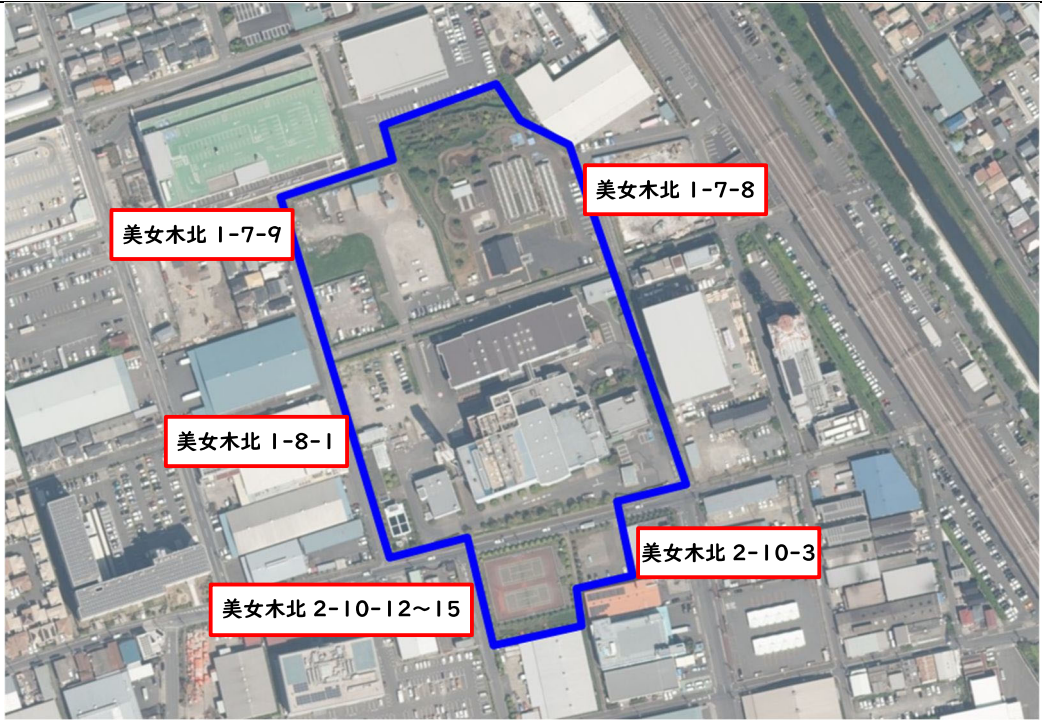


図1 整備用地の設定フロー

2. 建設候補地

第1回検討委員会で選定された建設候補地を表1に示します。

表1 抽出地

抽出地		 ※背景地図は「GEOSPACE CDS+ (NTT 空間情報株式会社)」
判定等	判定	○〔面積:約 40,000m ² 土地所有状況:公有地(蔵戸田衛生センター組合有地)〕
	所在地	戸田市美女木北 1-7-8~9、1-8-1、2-10-3、2-10-12~15
	状況	当該地にはごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、リサイクルプラザ、リサイクルフラワーセンター、ストックヤード、組合事務所、駐車場などが存在するが、組合が運営する施設・設備であり、施設整備の方針に合わせて移転等の対応が可能である。 また、美女木北 1-7-8、1-7-9(北側の用地)は昭和53(1978)年に将来の施設整備用地として組合が取得している土地であることから、将来的な土地利用計画とも整合する。

3. 建設候補地の適性評価

建設候補地について、第1回検討委員会で設定した評価要件及び評価基準に基づいて適性評価を行います。適性評価結果を表2に示します。

【評価基準】

○:適性あり △:留意点があるが対策可能 ×:適性なし(対策不可能)
⇒「×:適性なし(対策不可能)」が一つもない場合に「整備用地として設定可能」と判断

【ご審議いただきたい事項】

適性評価結果について、表2の内容でよいのか、ご審議をお願いします。

表2 適性評価結果(1)

評価項目		評価の視点		評価・コメント	
① 生活環境の保全					
土地利用	現況の土地利用	当該建設候補地に施設を整備するにあたり、支障物となりそうな地物、物件等の工作物はあるか。 支障物がある場合には、移設撤去は可能か。	△	既存施設、駐車場、水路、市道などがある。 【対策】組合有地であることから、既存施設及び駐車場については、施設配置計画に併せて移設等の検討が可能。 水路、市道については戸田市との協議に基づき、対応が可能。	
生活環境	保全対象施設との距離	社会福祉、教育、病院等の保全対象施設との距離はどの程度か。 近隣に保全対象施設がある場合には、生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）は可能か。	△	最近接の保全対象施設との距離は、デイサービス施設（浦和南高等学校の北部、介護施設）が約 300m、内谷中学校（教育施設）が約 260m、歯科医院（スーパーベルクス浦和南店内、入所を伴わない診療所）が約 150mである。 【対策】施設整備において、環境基本法等に定められる環境基準等を満足するよう、生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）を実施する。	
	民家、集落との距離	民家、集落との距離はどの程度か。 近隣に民家、集落がある場合には、生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）は可能か。	△	最近接の民家との距離は約 10m である。 【対策】施設整備において、環境基本法等に定められる環境基準等を満足するよう、生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）を実施する。	
	日照阻害	日影規制はあるか。 日影規制がある場合には、規制を遵守するための対策（施設配置計画など）は可能か。	△	建設候補地は工業地域であるが、北側に隣接する地域（さいたま市）は準工業地域のため、日影規制がかかる。 【対策】施設整備において、建築基準法に定められる日影規制を満足するよう、規制を遵守するための対策（施設配置計画など）を実施する。	
	人口集中地区との距離	人口集中地区（DID）から離れているか。 人口集中地区（DID）が近い場合には、生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）は可能か。 ※人口集中地区（DID）：総務省が統計的に設定している、人口密度が 4,000 人/km ² 以上のエリアが隣接し、それらのエリアの人口が合計 5,000 人以上となる地区。	△	蕨市は全域が、戸田市は市街化区域のほぼ全域が人口集中地区（DID）となる。 【対策】施設整備において、環境基本法等に定められる環境基準等を満足するよう、生活環境の保全に係る対策（騒音・振動・悪臭・渋滞対策など）を実施する。	
② 自然環境の保全					
自然環境	水源	湧水地や湿地湧水地から離れているか。 湧水地や湿地湧水地が近い場合には、自然環境の保全に係る対策（大気・水質・土壌汚染対策など）は可能か。	○	最近接の水源（わくわく田島緑地（朝霞市、湧水池））からの距離は約 4,300m である。	
	貴重な動植物	貴重な動植物の生育・生息等は確認されているか。 貴重な動植物の生育・生息等が確認されている場合には、自然環境の保全に係る対策（大気・水質・土壌汚染対策など）は可能か。	○	貴重な動物（コウモリ類、禽類など）、貴重な植物（巨樹・巨木林、特定植物群落など）は確認されていない。	
③ 防災面への配慮					
防災	活断層、想定震度	付近に活断層はあるか。想定震度はいくつか。 付近に活断層がある場合には、防災に係る対策（アクセスルートの複数化、施設の強靱化など）は可能か。 また、想定震度に応じた震災対策（施設の強靱化など）は可能か。	△	「蕨市地震ハザードマップ」及び「戸田市ハザードブック」より、付近に活断層はない。また想定震度は、被害が最大と想定される東京湾北部地震（M7.3）の場合に、蕨市、戸田市のほぼ全域で震度 6 弱から震度 6 強、建設候補地では震度 6 弱と想定されている。 【対策】施設整備において、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和 4（2022）年 11 月、環境省）を基に震災対策（施設の強靱化など）を実施する。	
	浸水想定、浸水被害記録	浸水想定区域に入っているか。どの程度の浸水が想定されるか。 浸水が想定される場合、浸水対策（施設の強靱化など）は可能か。	△	「蕨市洪水ハザードマップ」及び「戸田市ハザードブック」より、被害が最大と想定される荒川氾濫の場合に、蕨市、戸田市のほぼ全域が浸水想定区域となっている。また、建設候補地では浸水深 1.0～3.0m 未満（1 階床上～1 階軒下程度の浸水）と想定されている。 【対策】施設整備において、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和 4（2022）年 11 月、環境省）を基に浸水対策（施設の強靱化など）を実施する。	

※評価基準：○ 適性あり、△ 留意点があるが対策可能、× 適性なし（対策不可能） 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」（公益社団法人全国都市清掃会議）を参考に作成

表2 適性評価結果(2)

評価項目		評価の視点		評価・コメント	
③ 防災面への配慮					
防災	液状化の可能性	液状化の可能性があるか。 液状化の可能性がある場合、液状化対策（施設の強靱化など）は可能か。	△	「蕨市地震ハザードマップ」及び「戸田市ハザードブック」より、建設候補地を含む、蕨市、戸田市のほぼ全域が液状化の可能性がある。 【対策】施設整備において、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」（令和 4（2022）年 11 月、環境省）を基に液状化対策（施設の強靱化など）を実施する。	
④ 安定処理の維持					
地形・地質・地歴	地形	平坦で造成しやすい地形か。 傾斜地の場合、造成は容易か。	○	平坦で造成しやすい。	
	地質	堅固で支持層が容易に得られる地質か。 軟弱地盤の場合、地盤強化は容易か。	△	既存施設立地の地質は堅固である。北側用地の地質は未確認である。 【対策】地質調査を行い、軟弱地盤の場合には地盤強化を実施する。	
	地歴	土壌汚染の地歴はあるか。 土壌汚染の可能性がある場合、対策は可能か。	△	地歴調査は実施済みである。 清掃工場は土壌汚染対策法の有害物質対策施設には該当しないが、3,000 ㎡以上の土地の形質変更においては土壌調査が求められており、調査を実施する。 【対策】調査に基づき、対策が必要な場合は、対策を実施する。	
インフラ整備状況	道路	道路に接道し、搬入経路が確保可能か。	○	道路に接道しており、搬入経路の確保が可能である。	
	給水	上水道による給水が可能か。	○	既存施設と同様に、上水道による給水が可能である。	
	排水（污水）	下水道等への施設排水（污水）の排水が可能か。	○	既存施設と同様に、下水道等への施設排水（污水）の排水が可能な見込みである（詳細は戸田市との協議が必要）。	
	電気	送電線との接続が可能か。	○	既存施設と同様に、送電線との接続が可能な見込みである。	
収集・運搬	車両集中	敷地内外での車両集中対策（渋滞対策など）は可能か。	○	施設整備に必要な面積を上回る面積を確保しており、施設整備において、敷地内で車両集中対策（渋滞対策など）が可能な見込みである。敷地外においても適切な車両集中対策（渋滞対策など）を実施する。	
将来計画と土地利用	将来計画	市の振興計画等の将来計画との不整合はあるか。	○	区画整理事業等は予定されておらず、戸田市の将来計画との不整合はない。	
	土地利用計画	将来的な土地利用計画との不整合はあるか。	○	北側用地は施設整備用地として組合が取得している土地であり、将来的な土地利用計画と整合する。	
	地域活性化への貢献	廃棄物エネルギーを利活用した地域活性化の取組は可能か。	○	余剰電力の売電のほか、さらなる廃棄物エネルギーの利活用方法について、今後検討する。	
⑤ その他					
その他	史跡・文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地や指定文化財等が存在しているか。 文化財等が存在している場合、文化財の保護に係る対策（文化財に配慮した施設配置計画など）は可能か。	○	周知の埋蔵文化財包蔵地や指定文化財等は存在しない。	

※評価基準:○ 適性あり、 △ 留意点があるが対策可能、 × 適性なし(対策不可能) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」(公益社団法人全国都市清掃会議)を参考に作成

【ご審議いただきたい事項】

当該建設候補地を整備用地として設定してよいか、ご審議をお願いします。